広野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年11月16日 広野町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が 平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が 最も重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

当町の農地は、西側の阿武隈山地から東側の太平洋に注ぐ北迫川、浅見川、折木川の3河川沿いに広がっており、基幹作物である水稲を中心に生産が行われています。また、町一円が特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが求められています。このような環境の中、当町の農業は農業従事者の高齢化や担い手不足、原子力災害に起因する風評も未だに影響を及ぼしており、厳しい状況下にあることから、広野町農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化など、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員 (以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最 適化」が一体的に進んでいくよう、広野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方 法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選時期である3年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」 (平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に 基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

- 1. 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
	(A)	(B)	(B/A)
現 状			
(平成30年3月)	309. Oha	6. 5 ha	2. 1%
3年後の目標			
(平成33年3月)	3 0 5. Oha	4. Oha	1. 3%
目 標			
(平成35年度)	300. Oha	2. Oha	0.7%

- (2) 遊休の発生防止・解消の具体的な推進方法
- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
- 農業委員と推進委員は担当地区ごとに、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、 農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわら ず、適宜実施します。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。
- ② 農地中間管理機構との連携について
- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。
- ③ 非農地判断について
- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、 B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農

地判断」を行い、守るべき農地の明確化に努めます。

- 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について
- (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	集積面積	集積率
	(A)	(B)	(B/A)
現 状			
(平成30年3月)	309. Oha	147.3ha	47.7%
3年後の目標			
(平成33年3月)	3 0 5. Oha	190. Oha	62.3%
目 標			
(平成35年度)	300. Oha	240.0ha	80.0%

- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
- ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて
- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組みます。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
- 農業委員会は、広野町産業振興課、農地中間管理機構、福島さくら農業協同組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。
- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参集の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て福島県知 事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めます。

3. 新規参集の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)	
	対別の外有数(1四八)	利风参八百数(伝八)	
	(新規参入者取得面積)	(新規参入者取得面積)	
現 状	0人	0 法人	
(平成30年3月)	(0.0ha)	(0.0ha)	
3年後の目標	1人	1 法人	
(平成33年3月)	(3. 0 ha)	(3. 0 ha)	
目標	3人	3 法人	
(平成35年度)	(10.0ha)	(10.0ha)	

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
- 福島県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必用に応じて現地見学や相談会を実施します。

② 新規就農フェア等への参加について

○ 広野町産業振興課、福島さくら農業協同組合等と連携し、新規就農フェア等に積極的に 参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制の整備に努 めます。

③ 企業参入の推進について

○ 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農 地中間管理機構を活用して、企業の参入の推進に努めます。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人を含む。)の農地に関する要望等のサポートに努めます。